

教育支援体制整備事業費交付金
(幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業)
公募要領

令和4年1月21日
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

本交付金は、令和4年度予算の成立前に公募等を行っているものであり、予算成立の状況等に応じて、内容、交付決定の時期等が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業名

幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

2. 事業の趣旨

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要である。

幼児教育段階においては、幼稚園、保育所、認定こども園といった複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるという現状がある。公私・施設類型の垣根を越えて、保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、地方公共団体における幼児教育を推進する体制（以下、幼児教育推進体制）の充実が必要である。

令和3年1月には、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、「地方公共団体において、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの育成・配置等の幼児教育を推進する体制を構築し、持続可能なものとして充実することが期待される。このため、国においても、幼児教育を巡る様々な課題や地域の実情に応じた取組が可能となるよう、地方公共団体における幼児教育を推進する体制の充実・活用のために必要な支援を引き続き行うとともに、幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討や好事例の収集等が必要である。」とされ、幼児教育推進体制への関心や期待が高まっているところである。また、令和3年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置され、幼児教育推進体制を含め、幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について議論されている。

現状において、地方公共団体における幼児教育推進体制については、各地域において幼児教育推進体制の構築、整備が図られてきたが、今後はそれらの知見も踏まえつつ、より地域の幼児教育に関する課題に的確に対応するための活用支援を強化する必要がある。

この交付金は、幼児教育の推進体制について一定の要件を満たす都道府県又は市（区）町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援や幼保小接続の推進等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

3. 交付対象事業

以下の（1）の事業が交付対象となる。また、事業の実施に当たっては、（2）に記載の条件を満たす必要がある。

（1）事業内容

① 幼児教育アドバイザーの配置・育成など、体制の充実

幼児教育アドバイザーの配置、幼児教育アドバイザーの質の向上のための取組、新規の幼児教育アドバイザー育成を対象とする。また、幼保小接続の主導的な役割を果たすことを明確化する観点から、幼児教育アドバイザーのうち、幼保小接続担当を位置付けることが望ましい。なお、幼児教育アドバイザーは、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に支援を行う観点から、以下の観点に留意して人選すること。

- ・ 公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して偏りなく支援が出来るよう、バランスの取れた人数及び経歴の構成になっているか。
- ・ 幼児教育施設の支援ニーズを踏まえた専門性を有しているか。

私立園に対しても円滑に支援出来るよう、関係団体からの理解や協力を得ているか。また、学校教育法施行規則等の改正により、幼稚園におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割が規定されたところであるが、これに関連して、幼児教育推進体制における保健、福祉等の専門職との効果的な連携に関する取組も対象とする。

※ 幼児教育アドバイザーとは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。委嘱に当たっては、各地域において、幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴等を踏まえて選考される必要があり、保育実践に関する専門性を有する者のほか、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。

※ 幼保小接続担当アドバイザーとは、幼児教育アドバイザーのうち、主に幼保小接続カリキュラムの作成・活用等への支援・小学校教諭との合同研修の企画・実施等、幼保小接続に係る取組について中心的な役割を担う者を示す。

②ー①研修支援・巡回訪問、幼保小接続の推進など、体制の活用

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の専門性の向上、研修・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）、幼保小接続の推進、公開保育等（施設関係者評価加算（１号）に関連する公開保育等を含む）の実施支援、幼稚園の人材確保支援に向けた教諭等の働き方改革・負担軽減等を目的とした園内外の研修支援、園内研修の実施など各園の中核となるミドルリーダーの育成、接続カリキュラムの作成・活用等、体制を活用した取組を対象とする。また、本事業は公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に支援を行うことを目的としていることから、研修支援に当たっては全ての施設を対象とすることが望ましい。特定の施設類型からの訪問支援要請や研修参加が少ない場合は、本事業の取組を積極的に活用してもらえよう、幼児教育施設に対する周知の徹底、関係者が一堂に会して幼児教育の理解を深めるための会議の開催、関係団体への協力要請、個々の幼児教育施設に対する支援ニーズの掘り起こしなど、地域の実情を踏まえた創意工夫を行うこと。また、地域の実情に応じて、幼稚園の人材確保支援に向けた取組（教諭等の離職防止・定着促進又は再就職支援を目的とした研修等）を検討又は実施をすることや幼稚園教諭、保育士、保育教諭等のキャリアアップに向けた取組（幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設・実施等）を行うなど、同様の取組を実施する域内の関係団体等と連携を図ることが望ましい。

なお、コロナ禍において実習に制約のあった内定者等学生への支援について本体制を活用することも考えられる。（内定者へ幼児教育アドバイザーによる指導助言を含む実習機会の確保等）

②ー②人材育成方針の更新（作成等）・活用

幼稚園教諭、保育士、保育教諭に必要な資質・能力や、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法を明確化するガイドライン等、人材育成方針を更新（作成等）し、活用する取組を対象とする。

③ 都道府県・市（区）町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り

本事業が、域内全体の支援を行うことを目的としていることを踏まえ、特定の地域に偏ることなく、都道府県・市（区）町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作りに関する取組を対象とする。

①②の取組を実施するに当たっては、域内全体を対象とする必要があるが、域内全体に取組を広げる前提で、特定地域において重点的に取組を実施することは妨げない。また、取組の低調な地域に対しては、取組が広がるよう、地域の実情を踏まえた創意工夫を行うことが望ましい。

都道府県の場合は、上記①②の取組を実施するに当たっての市（区）町村との連携・協力について検討し、都道府県と市（区）町村の幼児教育アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会を開催するなどが考えられる。

市（区）町村の場合は、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会を開催する際に、本事業の取組や成果を積極的に都道府県等にも発信することが考えられる。

(2) 実施条件

本事業は公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図ることを目的としているため、幼児教育アドバイザーの活用強化の前提となる、地方公共団体における幼児教育推進体制の構築のための取組が進んでいる都道府県又は市（区）町村を対象とする。このため、教育支援体制整備事業費交付金交付（幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業）要綱（以下、交付要綱という。）第2条に基づき、交付対象事業者は、原則として交付対象事業開始時に以下の①又は②の要件のいずれか及び③の要件を満たしていること。

幼児教育推進体制関係事業に初めて申請・実施する場合に限り、事業開始時に①②の要件を満たさない場合であっても、実施にあたっての計画や体制等検討の状況を考慮した上で本要件をみたしているものとみなすことができる。

なお、①と②の要件をいずれも満たしている都道府県・市（区）町村が、採択に係る審査において優先されることに留意すること。

① 幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育内容面に係る事務に関して、担当部局を一元化している、又は特定の部局又は組織で原則として一元的に実施していること

教育・保育内容面に係る事務とは、主に幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修を想定している。ただし、保育士を対象としたキャリアアップ研修についてはこの限りではない。研修の運営が複数部局に分かれていたとしても、一元的な実施の主体となる部局又は組織が研修内容面の企画立案に携わること（規則・要綱等で一元的な取組の継続性が担保されることが望ましい。）。

② 幼児教育センターを設置していること

幼児教育センターとしての独立した建物や場所が存在する必要はないが、幼児教育センターとして規則・要綱等で位置付けられた組織・人員が必要であり、幼児教育センターを設置していることを域内の幼児教育施設等に対して示していることが必要。なお、継続性の担保のない単なる関係部局による部署間連携をもって幼児教育センター機能としている場合は、本事業の要件を満たさないため留意すること。

※ 幼児教育センターとは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する指導・助言・情報提供等の施策を総合的に実施するための拠点を指す。

③ 小学校指導担当課との連携体制確保

幼保小接続の観点から、小学校指導担当課との必要な連携体制を確保していること。なお、ここで言う幼保小接続とは、幼稚園、保育所、認定こども園における教育と小学校教育との接続を指す。

4. 公募対象

公募対象は都道府県、市（区）町村とする。

※ 都道府県と域内の市（区）町村の両方が交付対象事業を実施する場合は、両者が十分に連携すること。

5. 申請資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 交付対象期間

本事業の交付対象期間は、原則として交付決定を受けた年度から翌々年度までの3年間とする。ただし、交付決定は、年度ごとにするとし、2年目以降については、事業の実績、予算の状況、3（2）に定める要件を満たしているか等を勘案し、1年目（2年目）の実績及び2年目（3年目）の事業実施計画をもとに審査を行い、交付を継続することが妥当と判断した

場合に限り、交付決定を行う。なお、交付決定は文部科学省予算の成立以降に行うものとする。
また、令和３年度に幼児教育推進体制の充実・活用強化事業を実施している団体であっても、令和４年度を１年目として事業実施計画書を記載すること。

7. 提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は、様式１「事業計画書」（様式１―別紙１Ｃ「事業経費」も含む。）（以下、「事業計画書」という。）によってかえるものとする。様式は全てＡ４判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出書類及び提出部数

「事業計画書」 １部（正本１部）

(3) 提出方法

提出方法は、電子メールにて、以下の要領に基づき提出することとし、郵送又は直接持参した場合には電子メールで副本を送付することとし、ファクシミリによる提出は不可とする。

① 電子メール

- ・「事業計画書」を電子メールに word ファイルを添付の上、送信すること。
- ・電子メールの件名は「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業 事業計画書（申請機関名）」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が１０ＭＢを超える場合は、メールを分割し件名に通し番号を付して送信すること。
- ・電子メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・電子メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、１日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて下記（４）の「問い合わせ先」まで照会すること。

② 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・封筒に「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」と朱書きすること。
- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
- ・直接持参の場合の受付時間は以下のとおりとする。
受付時間：平日１０時から１８時（１２時から１３時を除く。）

(4) 提出先（問合せ先）

① 郵送等

〒100—8959 東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画調整係 宛
TEL ０３－６７３４－２７１３

② 電子メール

youji-suishin@mext.go.jp

(5) 提出締切

令和４年２月２１日（月）１７時まで（必着）

(6) その他

- ・書類の作成費用及び提出に係る経費については、採択結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。
- ・「事業計画書」について、選定結果の通知に併せ、審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。
- ・交付対象者からの問い合わせ及び相談等は必要に応じてホームページ等を通じて等し

- く周知することとする。
- ・ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。
- ・ ただし、公募締切日から審査日までの差し替えや修正は認めないこととする。

8. 事業規模及び採択予定件数

- ・ 事業規模：事業規模に応じて2,000万円程度とし、交付金は上限1,000万円程度とする。
※都道府県と市（区）町村で共同提案する場合については、本額を参考としつつ事業規模を勘案して決定する。
- ・ 採択予定件数：予算の範囲内で件数を決定（予算額（案）：260百万円）

※ 各年度同程度の事業規模の上限額を前提に計画を立てること。ただし、採択後において、各年度の予算の状況により、本年度以降の予算額が変動する可能性があることに留意すること。

9. 採択方法等

- (1) 審査方法
幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業企画評価会議において書類審査を実施する。
- (2) 審査基準
別途定める審査要領のとおり。
- (3) 結果の通知
採択予定者の決定後、30日以内に全ての提案者に結果を通知する。
また、採択に当たっては、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業企画評価会議が交付対象事業の内容、期間、経費、実施体制等に関し、条件を付すことがある。

10. スケジュール

公募開始：令和4年1月21日（金）
公募締切：令和4年2月21日（月）
審 査：令和4年3月
交付決定：令和4年度予算が成立した場合に令和4年4月以降随時
交付対象期間：交付決定日から令和5年3月31日まで

※ 交付決定以降の交付対象経費が交付対象となることに十分留意すること。なお、委託先又は間接補助先がある場合は、この旨を委託先又は間接補助先にも十分周知すること。

11. 交付決定

審査の結果採択された事業計画書の提出機関は、文部科学省に対して交付対象事業者としての交付金の申請を行うことが出来る。文部科学省は、交付対象予定者と提出書類を基に交付条件を調整するものとする。なお、交付金額については事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、交付条件等が合致しない場合には、交付決定を行わない場合がある。

また、2年目以降の交付金額は、前年度の執行率及び事業実施状況等を踏まえ、各年度の予算の範囲内で決定するものとする。交付申請書に記載する2年目以降の交付金額が担保されるわけではないことに留意すること。

12. 事業成果の積極的公開

本事業に採択された交付対象事業者は、交付期間中及び終了後に、文部科学省及び各事業者のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開する

ことにより、幼児教育の推進に協力する義務を負うものとする。

13. その他

その他事業に係る事項については、交付要綱、実施要領等によるものとする。

〔交付決定に当たり必要となる書類〕

審査の結果交付対象予定者となった場合、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いいたします。なお、委託先又は間接補助先がある場合は、委託先又は間接補助先にも周知願います。

- ・ 交付申請書（経費内訳を含む）
- ・ 委託又は間接補助に係る経費内訳
- ・ 経費（委託又は間接補助に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行口座情報（交付対象事業者が市町村の場合のみ）